

日本脳炎予防接種特例措置について（１）

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、2期（4回目）までの接種が終了していない方は、20歳未満までの間に不足分を定期接種として接種できる特例措置が定められています。

【接種スケジュール】

ケース		接種間隔
全く受けていない		<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回（2回）⇒6日以上の間隔をおいて2回接種 ・1期追加⇒1期初回2回目接種終了後6月以上の間隔をおいて1回接種 ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて1回接種
最初の接種が H23.5.19 以前	1期初回1回目 のみ終了	<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回（1回）⇒前回接種から6日以上の間隔をおいて1回接種 ・1期追加⇒6日以上の間隔をおいて1回接種 ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて1回接種
	1期初回2回目 まで終了	<ul style="list-style-type: none"> ・1期追加⇒前回接種から6日以上の間隔をおいて接種 ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて接種
	1期追加 まで終了	<ul style="list-style-type: none"> ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて接種
最初の接種が H23.5.20 以降	1期初回1回目 のみ終了	<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回（1回）⇒前回接種から6日以上の間隔をおいて1回接種 ・1期追加⇒6月以上の間隔をおいて1回接種 ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて1回接種
	1期初回2回目 まで終了	<ul style="list-style-type: none"> ・1期追加⇒前回接種から6月以上の間隔をおいて接種 ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて接種
	1期追加 まで終了	<ul style="list-style-type: none"> ・2期⇒1期追加接種後6日以上の間隔をおいて接種

※制度上、上記の表のとおり、特例措置では、最短7ヶ月程度で、2期までの接種を終了することは可能ですが、上記スケジュールは、あくまでも定期接種（公費負担）として接種可能な間隔を示したものですので、標準的な接種スケジュールの間隔を参考に任意接種（自己負担）を含め、免疫確保等を主治医に相談のうえ、ご判断ください。